

議案第16号

二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づく、時間外勤務の縮減及び週休日における半日勤務の振替時間に柔軟性を持たせるため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「うち4時間」を「うち半日勤務時間（第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として規則で定める時間をいう。以下この条において同じ。）」に、「4時間の」を「半日」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(議案第16号) 二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として規則で定める時間をいう。以下この条において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(時間外勤務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(時間外勤務)</p> <p>第9条 (略)</p>